

獣医療法施行令

(平成4年8月7日政令第274号)

平成20年9月19日号外政令第297号

内閣は、獣医療法（平成4年法律第46号）第9条及び第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

(診療施設整備計画の変更等)

第1条 獣医療法（以下「法」という。）第14条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 法第14条第3項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 都道府県知事は、法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る診療施設整備計画（第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って診療施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

第2条 法第15条第2項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年8分5厘、償還期限については据置期間を含め10年、据置期間については2年とする。

附 則

1 この政令は、獣医師法の一部を改正する法律（平成4年法律第45号）の施行の日（平成4年9月1日）から施行する。

2 農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成6年9月19日政令第303号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、行政手続法〔平成5年11月法律第88号〕の施行の日（平成6年10月1日）から施行する。

附 則〔平成11年12月22日政令第416号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第22条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成12年6月7日政令第310号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平

成13年1月6日)から施行する。〔後略〕

附 則〔平成15年12月3日政令第483号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平成20年9月19日政令第297号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、平成20年10月1日から施行する。〔後略〕